

令和2年第10回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長 皆さんおはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって3番四戸議員と4番中川議員を指名します。

日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問にあたり町長の説明を求めます。町長。

町長 諮問第1号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。このたびは2名の方を推薦させていただくもので、お1人目は住所、平取町本町102番地4、杉岡良子氏、生年月日昭和24年3月28日71歳でございます。お2人目は住所、平取町字二風谷74番地4、貝澤徹氏、生年月日昭和33年9月11日62歳でございます。次のページをご覧ください。お2人の経歴概要でございます。杉岡良子氏は昭和42年3月に北海道富川高校を卒業され、国際観光株式会社、富川農業協同組合、養護学校寄宿舎臨時指導員などを務められ、平成26年4月から平取町ホームヘルパー推進会の会長を務められ、平成27年4月から人権擁護委員を2期務められております。今回3期目として推薦をするものでございます。次のページでございます。お2人目、貝澤徹氏は昭和52年3月に北海道日本大学附属高校を卒業され、地元に戻りお父様の経営するつとむ民芸店に勤務されました。平成10年5月には独立いたしまして北の工房つとむを経営しております。公職としましては平成13年4月から平取町文化財審議会委員、平成22年4月からは平取町アイヌ協会監事も務められております。現西島達夫委員の後任となる方として推薦をするものでございます。お2人とも人格識見高く広く社会の実情に通じ人権擁護について理解があり、適任と考え推薦するものでございますのでご意見を賜りたいと存じます。以上です。

議長 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件は2名の推薦答申が求められておりますので採決は1名ずつ行います。人権擁護委員として杉岡良子氏を推薦することとして答申することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。次に人権擁護委員として貝澤徹氏を推薦することとして答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って杉岡良子氏、貝澤徹氏を推薦することとして答申することに決定いたしました。

日程第3、議案第1号平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてご説明申し上げますので、事前に配布しております説明資料をご覧願います。今回の提案理由については公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、公布の日から起算して6ヵ月を経過した日である同年12月12日から施行されたことに伴い、町村選挙における立候補に係る環境を改善するため選挙公営の対象を拡大すると共に、町村議会議員の選挙においても供託金制度を導入するなど改正法に準じて新たに条例を制定するものであります。今回の改正法の内容につきましては、1つは町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大であります。これは、これまで選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用については市議会議員選挙及び市長選挙までにしかなかった選挙公営の対象としておりませんでした。町村合併の進行による選挙運動区域が拡大したことや多様な人材の議会参加を促進する必要性が高まったことから、各町村が条例で定める一定金額の範囲内において、その費用を公費負担の対象とするものであります。2つ目は町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁であります。これは、これまで町村議会議員選挙におけるビラの頒布については公職選挙法上禁止されておりましたが、今般の改正法により上限枚数1,600枚までビラの頒布を可能にしたものであります。なおビラの種類、頒布方法、規格等については現行の公職選挙法における市議会議員選挙と同様にしますものであります。3つ目は、町村議会議員選挙における供託金制度の導入であります。これは町村議会議員選挙における選挙公営の対象拡大に伴う措置として、町村議会議員選挙においても供託金制度を導入することとし、その金額を15万円にするものであります。なお供託物の没収点については、現行の公職選挙法における市議会議員選挙と同様にしますものであります。4つ目の施行期日については、改正法の公布の日から起算して6ヵ月を経過した日から施行するものであります。続きまして説明資料の裏面をご覧願います。町村選挙における公営拡大と供託金導入については先程、ご説明致しました町村長選挙及び町村議会議員選挙における選挙公営の状況と供託金制度など、今般の改正法の内容を一覧表にしたものであります。次に公費負担の対象と上限額についてご説明致します。この表は公費負担に係る1日又は1枚当たりの限度額とその上限金額をそれぞれ記載したものでありまして、選挙運動用自動車の使用については一般運送契約

とそれ以外の契約とに分かれ、候補者においてどちらか一つを選択して頂くものであります。この一般運送契約は、候補者と道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者との契約でなければならず、ハイヤーなどの借上げを言うものであります。また、それ以外の契約についてもレンタルなどの自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用など、候補者がそれぞれ個別に有償契約する必要がある、この場合、契約相手が生計を一にする親族であるときはその者が当該契約に係る業務を業として行う者に限るものであり、いずれも公費負担の対象となるのは、選挙運動期間内に限られておきまして、それ以外の期間の借入金金は公費負担の対象外となりますのであります。次に選挙運動用ビラの作成については、町村議会議員選挙の場合は1,600枚、町村長選挙の場合は5,000枚とそれぞれ上限枚数が定められており、ビラ1枚当たりの作成単価に印刷枚数を乗じて得た金額が上限金額となるものでありまして、また、選挙運動用ポスターの作成についても同様にポスター1枚当たりの作成単価に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額が上限金額となるものであります。公費負担の対象となるのは実際に要した費用が上限金額を超えている場合はその上限金額を、また上限金額に満たない場合は実際に要した費用を公費にて負担するものであり、いずれの場合も各業者との契約が必要になるものでありまして先程、ご説明致しました選挙運動用自動車の使用についても同様であります。なお、附則と致しましてこの条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであり、また、この条例の規定はこの条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用しこの条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については従前の例によるものとしてあります。以上、議案第1号平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてご説明申し上げましたのでご審議の程、宜しくお願い致します。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。9番鈴木議員。

9番  
鈴木議員

9番鈴木です。町長そして町議会の選挙に関してということで今説明があったところであります。ただ公営ということについては、私は結構なことだというふうには思っているんですけど、公営とこの供託金セットということで今度、一律15万ということの話であります。ただ全国的にといいますか、本当に我が町も今の改選時におきましては、本当に定数だけということで久しぶりに無競争という形になりましたけど、やっぱりこうなかなか成り手不足と言われる中で供託金を15万設定するということが本当に必要なのかという議論も含めてもっとすべきじゃないのかなということがあります。それと今回この提案が前回の総務常任委員会で提案されて、いきなり本会議

でこう来たというふうに思うんですけども、やっぱり町民に対してきちんと説明をして誰もが立候補する権利はあるわけですから、そうなることについての意見を求めた上で十分な周知があって町民もいいと言っているなという状況のもとで提案されるのが本来かなというふうに思います。そういうことで議会のほうも今日これから本会議が終わった後、政策会議という形の中で議員定数について協議を始めるということになります。改選前も議会で協議し、そして住民の皆さん3ヶ所で懇談をして最終的に現行のままいこうというのが、あのときは確か6対6ということで、それでは現行のままでいきましょうということに決定したという経過があります。それと同じでやっぱりこう議会のほうの選挙の前にはそういうことで定数の関係、必ず住民の方々と話をするという機会を設ける。その中で、またこういうことについても協議する機会といいますか、住民に説明するというか、意見をもらう機会というのは設けられるのではないかという思いも持っています。そういうことから、こんなに急いで町長選挙も終わったばかりのこの時点で提案されるのは時期尚早じゃないのかというふうに思いますけれどもそれについて伺いたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

今回の条例提案につきましては先ほどご説明したとおり、選挙公営が拡大したことによる供託金制度の導入というふうに捉えておりまして、また管内におきましても7町全て今回の条例を制定しているという状況になっておりますので、議員のご指摘のとおり町民に対しての説明の部分などがあるかとは思いますが、管内足並みを揃えた中で進めていきたいなと考えております。

議長

9番鈴木議員。

9番  
鈴木議員

今の説明の中で管内各町が決めたから平取も決めましょうと、これ本来、姿勢的に違うんじゃないですか。やっぱりきちんと住民の意見を拾ってやるという姿勢そのものが全面になかったら、町民の皆さん誰だって議員に立候補する権利はあるんですよ、その選挙権がある人はね。その人たちにどういふものかということも説明もなしにやる、それはある意味、議会のほうもこのまま決めていくとなれば、決定機関は議会だとは言いながらやっぱりそういうことについては町民との合意の上で出すという機会があって当然だと思うんですよ。そういうことから今回については少し時間をおいて、そしてそういう機会を設けてから出すという考えに変わらないのかなというふうに思うわけですけども、どうしても今回提案すると、提案しているからあれですけども、今回でなければならぬというしっかりした理由というのは何か特別にあるのかどうなのか伺います。

議長

総務課長。

総務課長

今回の条例提案につきましては公職選挙法の一部が改正されたということがベースになっております。先ほどもご説明いたしましたが、確かに議員の成り手不足だとかそういう問題が全国で発生しております。これに伴いまして、やはり候補者が立候補しやすい環境づくりをするために今回、選挙公営の拡大を図ったところでございます。その一つで供託金制度の導入も加味されてはおりますが、現状の立候補にかかる環境はかなり軽減されるのではないかと考えます。今回の提案のとおり選挙運動用の自動車やポスター、ビラなどの経費の一部が公費負担となりますので、立候補の方につきましては立候補しやすい環境になるものと信じておりますので、その点からいきましても今回の提案を出したところでございます。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

なければ以上で質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。9番鈴木議員。

9番  
鈴木議員

今、質疑の中で言いましたけれど、やはりこのことについては我々議会といえますか、議員だけが知って、そして決めていいということではなくてやっぱり定数の関係もこれから議会の中、議員同士で検討しながら最終的にはやはり町民の皆さんの意見をいただきながらという経過を踏まえていくのと同じように、こうした立候補に関わることについてはきちんと住民の皆さんにも説明をして、特に公営になること自体はいいんですけども、公営化と一緒にこの供託金15万というのが本当にいいのかと。そのことについては町民の皆さんの意見も十分聞いた上で、議会としても納得いく形でこの次の提案には反映したいなというふうに思うところがありますので、今回の提案については、私は反対をいたします。

議長

ほかに、賛成討論はございませんか。2番高山議員。

2番  
高山議員

2番高山です。私は供託金が今回あれしたということにはなるんですけども、供託金については一定程度のパーセンテージの中でということで、ほとんど町議もそうですし町長選も含めて、供託金を没収されるというような事例は過去にはないような、大きなところではあれですけども、却ってこういった形の中でやった場合については広く、今回は経費がかからないわけですから一定程度、供託金についても戻ってくるという形の中であれば、それは町民に対して広くこの選挙に参加できるそういう体制が整ったのかなとい

議長

うふうに私は感じています。ですから、こういう内容が決まればそういった意味ではなるべく早く、地域のそういう予定をしている方々もいらっしゃるかもしれませんが、広く周知を徹底するような形であれば特に問題はないかなと思いますので、私はこの条例提案に賛成をいたしたいと思います。ほかに賛成討論、反対討論ある議員はおりませんか。それでは討論をこれで打切ります。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第3、議案第1号平取町議会議員及び平取町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。議案書9ページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。改正理由は国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるなどの改正に伴い、条例の改正を行う必要があるため改正するものであります。10ページが改正条文となりますが改正内容につきましては11ページの新旧対照表によりご説明いたします。11ページをご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正後の条例案となります。平取町国民健康保険税条例の第22条の改正になりますが、この条項は保険税の減額の規定になります。第22条第1号中「33万円」を「43万円」とし次の条文を追加いたします。「(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超えるものに限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超えるもの限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超えるものに限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2つ以上の場合にあつては、

43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」が追加になります。次、第22条の第2号と第3号は同じ改正文になります。「33万円」を「43万円」とし次の条文を追加いたします。「(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」を追加になります。次に附則の改正ですが、附則第2号中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に改め、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」の句読点を削除し「「法」のみとし、この文面の最後の箇所の「とする。)」を「とする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改めます。議案書10ページにお戻り附則をご覧ください。附則では施行期日及び適用区分を定めております。1号、この条例は令和3年1月1日から施行するものです。2号、この条例による改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとなります。以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第3号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

議案第3号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので議案書14ページをお開き願います。平取町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをご覧ください。平取町介護保険条例(平成12年平取町条例第9号)の一部を次のとおり改正するものであります。今回の改正理由につきましては令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により特例基準割合の用語の見直しが行われ、延滞金特例基準割合と改められたため文言の見直しを行うものであります。なお割

合については変更ありません。これらの改正の施行日は令和3年1月1日です。それでは改正内容についてご説明申し上げますので16ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正案となり、下線の箇所をそれぞれ改正するものでございます。附則第8条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改めます。「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における」を「その年における延滞金」に改めます。「、当該」の次に「延滞金」を加えるものであります。以上、平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。9番鈴木議員。

9番鈴木議員 9番鈴木です。パーセントについては変更があるわけではないという説明でありますのであれなんですけれども、私は常にこの14.6パーセントという数字そのものを7.3パーセントにあれしてでも、そうなんですけど今の預金金利等に比べて、いくら罰則性を持っているからといって非常に高過ぎないのかという考え方を常に持っております。そういう条例で制定する、これは国の地方税法と今言ったと思いますので、確かにそれは従うという形で提案されているということについてはそれなりに理解はしますけれども、実際こういう形でここであれですけど適用して徴収したという形、実際今とられているのかどうなのかというそのことについてはどうなのか伺いたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の質問にお答えいたします。介護保険に関しましては現在のところ適用基準を適用した延滞金を徴収したことはありません。

議長 ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第5、議案第3号平取町介護保険条例の一部を改



正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第4号平取町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは議案第4号平取町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書18ページをお開き願います。今回の改正理由につきましては先ほどの議案3号と同様の理由になりますが、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により特例基準割合の用語の見直しが行われ延滞金特例基準割合と改められ、また計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたため文言の見直しを行うものであります。なお割合については変更ございません。これらの改正の施行日は令和3年1月1日です。改正の具体的内容について申し上げますので19ページの新旧対照表の下線の部分においてご説明をさせていただきます。附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」の部分「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に改め、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付け割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」をいう。）」の部分「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるものでございます。以上、議案第4号についてご説明申し上げますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第6、議案第4号平取町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第5号工事契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

議案書20ページをご覧ください。議案第5号工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。令和2年第2回平取町町議会定例会において議決を得た議案第30号奥地林道二風谷線災害復旧工事（1号箇所）の工事請負契約の締結についての一部を次のように変更したため議会の議決を得るものでございます。請負金額1億9910万円を増額し2億821万200円に変更するものでございます。この箇所につきましては平成28年8月の豪雨に

起因する地滑り災害の場所であります。その後の観測期間を経て地滑り終息後の平成29年11月に災害査定を受け、平成30年4月より災害復旧工事に着手していましたが平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震により新たに地滑りが発生し、工事箇所が被災したため工事を一旦中止し2度目の観測、収束期間を経て令和元年11月に災害査定を受け令和2年4月より災害復旧工事に着手してあります。工事測量を行った結果、調査時点より法面が増破していることが判明したため数量等を精査し設計変更するものでございます。主な変更内容といたしましては切土工、法面保護工、伐根処理費等が増額になったことによるものでございます。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第5号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第6号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは議案21ページをご覧ください。議案第6号工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。令和2年第5回平取町議会定例会において議決を得ました議案第7号平取町木質バイオマス活用防災設備建設工事の工事請負契約の締結についての一部を次のように変更したため議会の議決を得るものでございます。請負金額2億5025万円を460万9千円増額し2億5484万9千円に変更するものでございます。本工事につきましては令和2年6月に建設工事に着手しておりますが、建屋の工事を進めていたところ用地から旧国保病院の基礎であったと推察される埋設コンクリートが相当量を確認されたこと、また電力会社と商業電力との連携に関わる結線についての協議の結果、系統連携に必要な配電線の規格延長に変更が生じたため設計数量を精査し増額設計変更しようとするものです。主な変更内容といたしましては既存埋設コンクリート撤去28.73立方メートル、コンクリートがら運搬産業廃棄物処理66.07本、土砂掘削発生土運搬150立方メートル、発電電力送電ルート変更に伴うケーブルの仕様変更及び延長の変更、分電盤及び制御箱この追加でございます。なおこの工事の請負契約者は有限会社楠建設、代表取締役楠木昌史氏であります。以上、ご説明申し上げましたので

審議のほどをよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第8、議案第6号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第12号財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは議案第12号財産の取得についてご説明申し上げます。本日本日お配りしております追加議案をご覧下さい。本件につきましては議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、取得する財産の価格が1000万以上となることから議会の議決を得ようとするものです。今回取得する財産は小学校教育用の電子黒板システムなどの情報通信機器でありまして、詳細につきましては議案の裏面に記載のとおりでございます。各学校で使用する電子通信機器でございまして、取得金額につきましては総額で1090万7050円でございます。取得の相手方は札幌市中央区大通東7丁目12の33、北海道日興通信株式会社代表取締役鈴木範夫氏でございます。以上、ご説明いたしましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第12号財産の取得については原案のとおり可決しました。

日程第10、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号専決処分報告についてご説明致しますので議案書66ページをお

開き下さい。令和2年度平取町一般会計補正予算について専決処分致しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めらるるものでございます。68ページをお開き下さい。令和2年度平取町一般会計補正予算(第11号)は次に定めるところによるとするものであります。第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ198万円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億6224万4千円にしたものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。それでは「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出からご説明致しますので72ページをお開き下さい。2款1項1目一般管理費12節委託料198万円の増額です。これは当町において11月30日に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したことから保健所による疫学調査が開始され、12月1日に濃厚接触者と低リスク者が認定され、翌2日から3日にかけてPCR検査を実施したところであり、保健所の調査の結果、役場本庁舎の職員が濃厚接触者と低リスク者に多数認定されたことから更なる感染拡大が想定されたことや、また町職員に対する町民の不安を解消するため町単独検査として150名分のPCR検査料198万円の補正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させて頂いたところであり、歳出については、以上でございます。次に歳入につきましてご説明致しますので71ページをお開き下さい。20款1項1目繰越金繰越金198万円の増額です。これは只今、ご説明致しました町職員などを対象にPCR検査を実施したものであり、その補正財源は前年度繰越金を充当したものであります。歳入歳出予算事項別明細書につきましては以上です。本事案につきましてはその対応に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により12月2日に町長による専決処分を行ったもので同条第3項の規定に基づき、その後にかかれた直近の議会である本定例会において、これを報告し承認を求めようとするものであります。以上、報告第1号専決処分報告についてご説明申し上げましたのでご承認下さいませよう宜しくお願い致します。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第10、報告第1号専決処分については報告のとおり承認しました。

日程第11、議案第7号令和2年度平取町一般会計補正予算第12号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。長くなると思いますので座って説明しても結構です。

総務課長

議案第7号「令和2年度平取町一般会計補正予算（第12号）」につきましてご説明致しますので22ページをお開き下さい。令和2年度平取町一般会計補正予算（第12号）は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億2099万6千円を減額し歳入歳出予算の総額を777億4124万8千円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。また第2条で地方債の変更は「第2表地方債補正」によるとするものです。それでは「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出からご説明致しますので33ページをお開き下さい。今回の補正については一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源振替や事業中止などによるアイヌ政策推進交付金の減額、また新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る歳入の科目替えと人事院勧告に伴う人件費や木質バイオマス関連事業など必要な予算を補正するものです。2款1項1目一般管理費930万2千円の減額です。1節報酬727万円の増額です。これは当初予算において外国語指導助手2名の人件費を会計年度任用職員のフルタイムとしておりましたが勤務形態からパートタイムが適当であることから、その支出科目を給料から報酬に振り替えたことによる増額であります。2節給料1153万5千円の減額です。特別職については副町長退任による不在期間分の減額であります。一般職については衛生組合からの派遣による増額分、副町長就任による一般職の減額分、育児休業による減額分と職員の退職などによる減額であります。会計年度任用職員については、これは9月から畜産係に採用しました職員の増額分と先程ご説明致しました外国語指導助手の人件費の科目替えによる減額分で総額600万円の減額であります。任期付職員については当初、予算措置しておりました保育士が昨年3月末に退職したことから、その予算額を基にして4月に保育士1名を新規採用しましたが、自己都合により7月末で退職し、8月に新たな保育士1名を採用したことから当初予算との差額分を減額するものです。3節職員手当127万8千円の減額です。期末手当については衛生組合からの派遣による増額分、副町長退任による減額と就任による一般職の減額分、人事院勧告における期末手当支給割合の引下げによる減額分と職員の退職などによる減額であります。勤勉手当については衛生組合からの派遣による増額分、副町長就任による一般職の減額分、育児休業による減額分、職員の退職による減額分と任期付職員の採用・退職などによる減額であります。時間外勤務手当については特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、及び各種計画の策定業務

などの対応により当初予算に不足が生じることから増額するものです。4節共済費241万2千円の減額です。これは市町村職員共済組合に対する負担金であり、人事異動による会計間異動の減額分と人事院勧告による期末手当支給割合の引下げなどによる減額であります。18節負担金補助及び交付金134万7千円の減額です。退職手当組合負担金については衛生組合からの派遣による増額分、副町長退任による減額と就任による一般職の減額分、育児休業による減額分と職員の退職などによる減額であります。34ページをお開き下さい。2款1項9目企画費1351万5千円を増額するものです。10節需用費161万2千円の増額です。これは令和3年2月から木質バイオマスセンターの試験運行に伴い、サイロへ燃料を投入するホイールローダーと木質チップなどの燃料費の他に水道や電気など試験運行に必要な経費を増額するものです。11節役務費6万5千円の増額です。これは只今、ご説明致しましたホイールローダーに係る自賠責保険と任意保険などの保険料であります。12節委託料284万1千円の減額です。木質バイオマス燃料活用可能性調査は当初、流木等を燃料とした場合の可能性を検証するためその調査費を計上しておりましたが、今回、その燃料として木質チップの確保が可能となったことからその事業費を減額するものです。また苫小牧圏通学等調査運行業務についてはJR日高線の廃線に伴い、苫小牧圏に通学する学生などを対象に意向調査を実施するため、9月補正(第8号)において一般財源を充当しておりましたが、本事業がコロナ臨時交付金に採択されたことから、その財源を一般財源からコロナ臨時交付金に振り替えるものです。13節材料及び賃借料11万6千円の増額です。これは先程、ご説明致しました木質バイオマスセンターで使用するホイールローダーのリース料であります。14節工事請負費415万9千円の増額です。これは木質バイオマス活用防災設備等整備において、送電ルートの変更によるケーブルの延長や建屋基礎工事における旧国保病院の基礎コンクリートの解体処理などが新たに発生したことに伴い当該事業を変更したことによる増額であります。17節備品購入費400万円の減額です。これは当初、木質バイオマスの燃料として流木等を想定し、その流木等を粉砕するためチップパー機1台を購入する計画でありましたが、木質バイオマスの代替え燃料として木質チップの確保が可能となったことからその事業費を減額するものです。18節負担金補助及び交付金1440万4千円の増額です。生活交通確保対策事業費は道南バスが運行する生活路線を維持し住民の足を確保するため当初予算において2700万円を計上しておりましたが、新型コロナの影響によりバス利用者が減少し収支に不足が生じたことから、その赤字分を補填するものです。なお、財源については過疎対策事業債を充当するものであります。民間賃貸共同住宅整備費については民間資金を活用してアパート建設などを助成するため、当初予算で12戸分の2400万円、6月補正では5戸分の1400万円を追加しておりましたが、この度、新たに1LDK4戸分の申請がありましたのでその

助成額を増額するものです。起業化支援対策については新たに起業を目指す者に対し、その事業に必要な経費を支援するため、1件100万円を計上しておりましたが、この度、町内法人から2件の申請がありましたのでその補助金額を増額するものです。35ページをお開き下さい。上段、2款1項12目イオル推進対策費12節委託料1852万2千円の減額です。自然素材モニタリング調査及びイオル整備推進業務については、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指すため、当初予算においてアイヌ交付金を財源充当しておりましたが、本事業に係る交付決定額が減額されたことからその不用額を減額するものです。続いて下段、2款2項2目賦課徴収費150万円の減額です。11節役務費7万6千円の減額、17節備品購入費141万7千円の減額、26節公課費7千円の減額であります。この事業は、9月補正においてコロナ臨時交付金で申請した納税相談用車両購入事業が不採択となったことからその事業費を減額するものです。36ページをお開き下さい。上段、3款1項1目社会福祉総務費12節委託料52,291千円の減額です。議案書に記載しておりますイオル文化交流センター建設調査設計事業から大学間連携共同推進事業までの6事業については、当初予算においてアイヌ交付金を財源充当しておりましたが、本事業に係る交付決定額が減額されたことからその不用額を減額するものです。なお、イランカラプテ音楽祭事業については新型コロナの感染防止のため、事業を中止したことからその事業費を全額減額するものです。また障がい者自立支援給付システム改修事業については令和3年4月施行の制度改正に伴い報酬単価などのシステム改修が必要になることから、その改修費用を増額するものです。続いて下段、3款1項2目老人福祉費27節繰出金81万円の増額です。介護保険特別会計繰出金は介護保険システムの改修費201万3千円から国庫補助金などの特定財源88万円を控除した113万3千円を増額し、また包括支援事業として新たに国から保険者努力支援交付金93万6千円が交付されることからその交付金相当分を減額し、総額19万7千円を増額して介護保険特別会計に繰り出すものです。また後期高齢医療特別会計繰出金についても同様に、後期高齢者医療システムの改修費76万5千円から国庫補助金15万2千円を控除した61万3千円を増額して後期高齢医療特別会計に繰り出すものです。37ページを、お開き下さい。上段、3款1項8目介護支援費10節需用費と17節備品購入費であります。これは新型コロナの影響により居宅介護支援事業所などにマスクや飛沫防止パネルなどを購入するため、9月補正において国庫補助金のコロナ緊急交付金を財源充当しておりましたが本交付金が間接補助となることから、当該交付金69万6千円を国庫補助金から道補助金に科目替えするものです。続いて下段、3款1項10目子ども発達支援センター費17節備品購入費であります。本事業についてもコロナ緊急交付金を財源充当しているため、当該交付金38万円の歳入科目を国庫補助金から道補助金に科目替えするものです。

議長

ここで一旦休憩いたします。再開は10時50分からということですのでよろしくお願いいたします。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時50分)

それでは再開いたします。引き続き説明のほど、総務課長。

総務課長

38ページをお開き下さい。上段、3款2項1目児童福祉総務費25万2千円を増額するものです。7節報償費25万2千円を増額です。これは荷葉へき地保育所において保育士が退職したことに伴い、代替保育士への業務依頼が増加したため、予算に不足が生じることからその不足分を増額するものです。また10節需用費と18節負担金補助及び交付金であります。この事業についても、先程ご説明したとおりコロナ緊急交付金を財源充当しているため、当該交付金300万円の歳入科目を国庫補助金から道補助金に科目替えするものです。続いて下段、3款2項3目児童福祉施設費10節需用費と17節備品購入費であります。これも同様にコロナ緊急交付金100万円の歳入科目を国庫補助金から道補助金に科目替えするものです。39ページをお開き下さい。上段、6款1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金であります。この事業は新型コロナの影響により地域経済の低迷が続いていることから、当初予算650万円に6月補正で940万円を追加し、総額1590万円の事業であります。この度、本事業がプレミアム付き商品券発行支援事業補助金250万円の確定通知を受けたことから、当初措置しておりました財源を地方債から道補助金に振り替えるものです。続いて下段、6款2項1目観光振興費4599万3千円の減額です。12節委託料3984万3千円の減額です。幌尻山荘管理については感染症対策のため幌尻登山を中止したことから、その管理委託料を減額するものです。また、議案書に記載しておりますアイヌ文化拠点交流促進バス運行事業からアイヌの食の魅力醸成事業までの5事業については、当初予算においてアイヌ交付金を財源充当しておりましたが新型コロナの影響により事業内容を変更したことから、その不用額を減額するものです。なお、アイヌ文化情報発信事業とアイヌの食の魅力醸成事業につきましては事業を中止したことから、その事業費を全額減額するものです。また、18節負担金補助及び交付金615万円の減額であります。これも同様の理由によりチプサンケなどの事業縮小や沙流川まつり・PKグランプリなどの事業を中止したことからその不用額を減額するものです。40ページをお開き下さい。上段、6款2項2目公園管理費12節委託料183万円の減額です。すずらん群生地整備・改修等事業については当初予算においてアイヌ交付金を財源充当しておりましたが、本事業が不



採択となり事業を中止したことからその事業費を全額減額するものです。なお、すずらん群生地モニタリング等事業については、その財源を一般財源から地域づくり総合交付金に振り替えて当初計画どおり実施するものです。続いて下段、8款1項1目消防費18節負担金補助及び交付金268万9千円を増額するものです。これは平取消防署費として管理職の増員により時間外勤務手当や休日給などが減少したことから242万1千円を減額し、また平取消防団費として新型コロナの感染防止を図るため各種事業を中止したことに伴い、その不用額231万6千円を減額するものであり、また平取消防施設費として新型コロナからの接触感染を防止するため、新たにエアテント1基と除細動器2台などを購入するための費用として1395万7千円を増額するものです。また併せて令和元年度の不用額448万2千円の他に、令和2年度の歳入や共通経費の不用額204万9千円をそれぞれ減額するものでありまして、総額268万9千円を増額し日高西部消防組合に負担金として支出するものです。なお、エアテントや除細動器などコロナ対策として購入する資機材の財源につきましては、コロナ臨時交付金を充当するものであります。41ページを、お開き下さい。上段、9款1項2目事務局費64万8千円の減額です。7節報償費55万円の減額、8節旅費9万8千円の減額であります。これはアイヌ文化教育推進事業として、アイヌ文化に関する学習指導の向上を図るため当初予算においてアイヌ交付金を財源充当しておりましたが、新型コロナの影響により学習指導回数が減少したことからその不用額を減額するものです。続いて下段、9款4項1目社会教育総務費400万円の減額です。10節需用費13万円の減額、11節役務費1万円の減額、12節委託料386万円の減額であります。わらび座公演事業及び青少年国際交流事業に必要な経費については、当初予算においてアイヌ交付金を財源充当しておりましたが、今般の新型コロナの感染拡大に伴い事業を中止したことから、その事業費400万円を減額するものです。42ページをお開き下さい。上段、9款4項2目公民館費12節委託料300万円の増額です。これは木質バイオマスセンターからの電力供給に伴い当初予算において、中央公民館の耐震診断を実施した結果、耐震補強が必要となったことからその実施設計費を追加するものです。なお、財源については過疎対策事業債を充当するものであります。続いて下段、9款4項3目文化財保護費717万6千円の減額です。7節報償費であります。博物館普及啓発事業については講座やセミナー及び博物館年報などを制作するため、当初予算においてアイヌ交付金を財源充当しておりましたが、本事業が不採択となったことから報償費4万円、旅費8万5千円の総額12万5千円をアイヌ交付金から一般財源に振り替えて当初計画どおり実施するものです。8節旅費467万6千円の減額です。これはジャパンハウスロンドン派遣事業については外務省やジャパンハウスと打合せをするための費用として、当初予算においてアイヌ交付金を財源充当しておりましたが、今般の新型コロナの影響や外務省が当初計画して

いたアイヌ文化発信事業も令和4年に延期されたことから当該交付申請を取下げたため、その事業費を、全額減額するものです。10節需用費と12節委託料であります。博物館特別展製作事業についてもアイヌ交付金を財源充当しておりましたが新規性が認められないことから当該交付申請を取下げたため、その財源をアイヌ交付金から一般財源に振り替えて例年どおり実施するものでありまして、特別展に必要な経費として消耗品やポスター・パネル製作などの印刷代を新たに追加したものです。歳出は以上でございます。次に歳入につきましてご説明致しますので27ページをお開き下さい。上段、10款1項1目地方交付税地方交付税3300万8千円の減額です。これはコロナ臨時交付金の財源を一般財源からコロナ臨時交付金に振り替えたことや新型コロナの感染防止のためアイヌ交付金に係る各事業を中止し、又は事業内容を変更したことに伴い特定財源であるアイヌ交付金を減額したことにより、その補助ウラの一般財源である普通交付税を減額するものです。続いて下段、15款2項1目総務費国庫補助金総務管理費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1347万5千円の増額です。これは歳出34ページでご説明致しました苫小牧圏通学等調査運行事業については、9月補正において一般財源を充当しておりましたが、本事業がコロナ臨時交付金に採択されたことから、その財源を一般財源からコロナ臨時交付金に振り替えるものとし、また歳出35ページ下段でご説明致しました納税相談用車両購入事業についてはコロナ臨時交付金が不採択となったため減額するものでありまして、歳出40ページ下段でご説明致しました消防用資機材の購入事業については実施計画どおりコロナ臨時交付金を充当するものです。28ページをお開き下さい。上段、15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金1億8万2千円の減額です。一つはアイヌ政策推進交付金9992万8千円の減額であります。これは歳出35ページ上段の自然素材モニタリング調査事業とイオル整備推進事業を合わせて1571万1千円の減額、歳出36ページ上段のイオル文化交流センター建設調査設計事業外5事業で総額4373万8千円の減額、歳出39ページ下段のアイヌ文化拠点交流促進バス運行事業外4事業で総額2905万4千円の減額、歳出40ページ上段のすずらん群生地整備・改修事業は146万4千円の減額、歳出41ページ上段のアイヌ文化学習指導委員等事業は51万9千円の減額、同じく下段のわらび座公演事業と青少年国際交流事業を合わせて317万6千円の減額、歳出42ページ下段の博物館普及啓発事業、博物館特別展製作事業及びジャパンハウス事業を合わせて626万6千円の減額については、当初予算においてアイヌ交付金を財源充当しておりましたが、交付決定額の減額と新型コロナの影響により事業を中止したことや事業内容を変更したことから減額するものです。二つ目は障害者総合支援事業補助金54万2千円の増額であります。これは歳出36ページ上段でご説明致しました障がい者自立支援給付システムの改修費で事業費の2分の1の補助金を見込んだものです。

三つ目は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 69万6千円の減額です。これは歳出37ページ上段でご説明したとおりコロナ緊急交付金が間接補助となることから、その歳入科目を国庫補助金から道補助金に科目替えるものです。同じく2節児童福祉費補助金新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 438万円の減額です。これも歳出37ページ下段の子ども発達支援センター費、歳出38ページ上段の児童福祉総務費、同じく下段の児童福祉施設費においてご説明したとおりコロナ緊急交付金が間接補助となることから、その歳入科目を国庫補助金から道補助金に科目替えるものです。続いて下段、16款2項1目総務費道補助金2節企画費補助金 1040万9千円の増額です。一つは林業・木材産業構造改革事業費補助金 2135万円の減額です。これは歳出34ページでご説明したとおり当初、木質バイオマスセンター建設などの関連事業に係る財源については当該補助金を充当しておりましたが、代替え燃料として流木から木質チップに変更することが可能となったことから利活用可能性調査とチップ機の購入に係る事業費が不要となり、また本体建屋工事に係る補助金についても新たな補助金を組み合わせることにより負担軽減が図られることから当初、財源充当した補助金相当分を減額するものです。二つ目は地域づくり総合交付金 600万円の増額です。これは只今、ご説明致しました木質バイオマスセンター建設などの新たな財源として地域づくり総合交付金を充当するものです。三つ目は新エネルギー導入支援事業費補助金 2575万9千円の増額です。これも木質バイオマスセンター建設などの新たな財源として新エネルギー導入支援事業費補助金を充当するものでありまして、補助金の組み合わせにより差し引き 1040万9千円の負担軽減が図られるものであります。29ページをお開き下さい。上段、16款2項2目民生費道補助金1節社会福祉費補助金新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 69万6千円の増額です。これは国庫補助金でご説明したとおりコロナ緊急交付金が間接補助となることから、その歳入科目を国庫補助金から道補助金に科目替えるものです。同じく4節児童福祉費補助金 438万円の増額です。これも同様の措置でございます。続いて下段、16款2項8目商工費道補助金1節商工費補助金プレミアム付商品券発行事業費補助金 250万円の増額です。これは歳出39ページ上段でご説明致しました商品券発行事業であります。今回プレミアム付商品券発行事業費補助金の確定通知に伴い、本事業にその財源を充当するものです。同じく2節観光費補助金 53万円の増額です。これも歳出40ページ上段でご説明致しましたすずらん群生地モニタリング事業でありまして今回、地域づくり総合交付金の交付決定に伴い、本事業にその財源を充当するものです。30ページをお開き下さい。上段、21款5項1目雑入2節雑入 1431万6千円の減額です。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 991万6千円の減額です。これは歳出34ページでご説明致しました木質バイオマスセンターにおける二酸化炭素排出抑制対策として、当初予算において1億545

5万4千円を見込んでおりましたが、当初導入予定の機器変更や補助対象経費の精査により991万6千円を減額するものです。また幌尻山荘利用者負担金440万円の減額については歳出39ページ下段でご説明したとおり、幌尻登山の中止により幌尻山荘の利用者負担金を減額するものです。続いて下段、22款1項1目総務債1節総務債490万円の増額です。これは歳出34ページでご説明致しました生活交通確保対策事業に係る事業費の増額に伴い820万円を増額し、また木質バイオマス利活用事業において利活用可能性調査費やチップー機などの購入費が不要となったことから合わせて330万円を減額し、起債発行額490万円を増額するものです。31ページをお開き下さい。上段、22款1項2目民生債1節民生債660万円の減額です。これは歳出36ページ上段でご説明致しましたイオル文化交流センター建設調査設計に係る事業費の減額に伴い、起債発行額660万円を減額するものです。続いて下段、22款1項5目商工債1節商工債250万円の減額です。これは歳出39ページ上段でご説明致しました商品券発行事業に係る財源充当の変更により起債発行額250万円を減額するものです。32ページをお開き下さい。上段、22款1項8目教育債1節教育債300万円の増額です。これは歳出42ページ上段でご説明致しました中央公民館整備事業に係る事業費の増額に伴い起債発行額300万円を増額するものです。歳入歳出予算事項別明細書につきましては、以上です。次に25ページ「第2表地方債補正」をお開き下さい。第2表「地方債補正」は起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先程、歳出でご説明したとおり本補正予算における起債の目的は、一つは生活交通確保対策事業で限度額を2700万円から3520万円に増額することとし、二つ目はバイオマス利活用事業で限度額を7610万円から7280万円に減額し、三つ目はイオル文化交流センター建設事業で限度額を1240万円から580万円に減額し、四つ目は地域商品券発行事業で限度額を650万円から400万円に減額することとし、五つ目は中央公民館整備事業で新たに300万円に定めようとするもので限度額総額を9億70万円とするものです。次に43ページをお開き下さい。「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」については、前前年度の平成30年度末の現在高、前年度の令和元年度末の現在高見込額、並びに当該年度令和2年度末の現在高見込額につきましてはそれぞれ記載のとおりです。以上、議案第7号令和2年度平取町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げましたのでご審議の程、宜しくお願い致します。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。6番櫻井議員。

6番  
櫻井議員 6番櫻井です。40ページの歳出の消防費についてなんですが、説明の中でエアテントとLED、コロナウイルス感染症対策ということで計上されているんですが、エアテントは以前病院の方でも考えていたということなんですけど、プレハブですか、あれに変更になりましたけれども。実際どういう状況で使おうとしているものなのかお教えいただきたいと思いますが。

議長 消防署長。

消防署長 櫻井議員のご質問にお答えいたします。消防で要望いたしましたエアテントにつきましては構造的にはほぼ同じもので、主要構造部に空気を注入して自立させて建てるテントです。空気が入っていない状態では安易に持ち運びが出来て移動が簡単だということから仕様としては災害があった時、避難所等で発熱者やコロナの患者の疑いがある人が発生した場合に集団の避難所の中に入れておくのではなく、その場で自立したテントを建ててそこに一時隔離をしておいて病院搬送若しくは保健所等との打合せの間、たくさんの人との接触を避けるための対応として使用したいと考えております。

議長 6番櫻井議員。

6番  
櫻井議員 それと今回LEDも購入ということになってはいますが、違いましたか。すみません、AEDです。AEDを購入することになっているんですけど、これに関しては今まで不足があつて購入することなのかどうか。

議長 消防署長。

消防署長 これにつきましては救急車に搭載されております半自動式除細動器、AEDという簡易なものではないものです。救急車には搭載されているんですが7年経過したものと10年経過したものがありまして、これらの対応の時間速度ですとか機能について、コロナ対策で収容した患者、若しくは処置をする場合に迅速に多機能なものとして要望いたしまして認められたものの除細動器ということで、救急隊員、救急救命士が使用する半自動式除細動器ということになります。

議長 ほかにありませんか。9番鈴木議員。

9番  
鈴木議員 9番鈴木です。41ページの下段ですけれども、わらび座の公演事業業務委託料ということで、コロナの関係で事業が中止になったということはこれはやむを得ないことということであるんですけども、コロナが始まって以降、こういった文化関係の事業、或いはそこに劇団とか様々な方々に対してのこ

ういう事態が続いてもなかなか国の対応がということがありました。そういう中で町としてもやむを得ないということについてはよく分かるんですけど、こういう時にキャンセル料ということについての何と申しますか、取決めと申しますか、そういうものというのはないのか、それともこういう特殊な事情の中でのことということからいくと、そういうことの配慮というのが必要ではないのかなというふうに考えるんですけども、その辺についてはどうなのか伺いたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 只今のご質問にお答えしたいと思いますけれども、キャンセル料につきましては契約を済ました後であれば発生しますけれども、今回仮予約という形でお願いをしておりますので、こういう状況でありましたので事前に劇団のほうとも、いつまでに断りを入れたら大丈夫かというような確認をしながら了解を得ていますので実際にはキャンセル料は発生しておりませんし、もし発生するとすれば契約した後に何らかの事情で出来なかった場合、その取決めの中で支払っていかなければならないかなというふうに考えております。

議長 ほか、9番鈴木議員。

9番鈴木議員 了解いたしました。もう1点、34ページのほうであります。この10節の需用費、先程説明いただいたんですけど燃料費についても一度説明いただければということだと思っております。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。燃料費につきましてはバイオマスセンターの運用に係る分でございます。ミニホイールローダーの運転に係る軽油代を見込んでいるものと、もう一つバイオマスセンターが竣工した後に試験運転をする期間の木質チップの燃料代を見込んでいるものとなります。

議長 よろしいですか。9番鈴木議員。

9番鈴木議員 正式な形のところから聞いたという話ではないんですけども、その木質バイオマスのチップについて何か、今予定しているものについて機械との関係で不具合が発生しているかのような話、伺っていますけど、その辺について結局、不具合が発生しているとすれば、そのチップそのものを別な形のところから調達するという考えなのか、それとも調達先は変えないで対応していくということなのかというあたり、もし私の質問が間違っていなければお伺いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。前回、全員協議会のほうで説明させていただいた時に町内の木材事業所から、その端材の木質チップを調達する見込みということでお話を申し上げた際に、ただ規格について少し懸案されているということでご報告、そこまで申し上げていたと思うんですけど、その後の展開としまして12月に実際にこのバイオマスセンターに設置されるボイラーと熱電併給機ということで発電を伴うほうの機械なんですけど、そちらのほうチップの規格がシビアだということで、一応業者入っていただいて実際に物を確認していただいたところ、形式としてその端材のチップの中に相当量、理想として6センチ角ぐらいが理想のチップの大きさになるんですけど、それを逸脱する長さの長いものの混入率が高過ぎて発電のほうがかまわない可能性があるということと、発電に至るまでの運搬の段階でチップが途中でひっかかってしまうというリスクがかなりあるということで、ある程度見直しというか、そこで検討が必要ということにその後なっております。出来ればそのままそちらのチップを使いたいということで、その形状が、規格が合わないチップを除外するための装置等についても検討しました。ふるいのようなスクリーンと呼ばれる機械でそちらのほう解消されるのではないかという見解で、そちらの導入等も考えたんですが、そういった特殊機械でありまして受注によってちょっと生産的に運転に間に合わないというスケジュールになりまして、今現在の状況としましては町内の事業所の木質チップの供給については取りあえず諦めまして、今かつて町内にもあった木材事業所のほうから新たにチップの供給のお話をいただいて、価格とそちらからのチップの供給について今、協議を詰めているところで、そちらのチップの規格については確認をしております間違いないと対応できるものと考えているところでございます。

議長

9番鈴木議員。

9番  
鈴木議員

17節の木質バイオマス事業用備品ということでチップパー機を1台買うという当初予算にあったものをこれを止めた。そして今度は調達するのを町内の事業所からといいますか、木材やっているとこから調達するということができたけれども機械との整合性がとれないから止めると。これではこの木質バイオマス始めるときの構想そのものが次から次と破綻しているということになりませんか。ただこういうことで、補正予算という形だけで出してくれればいいというそういうものではないんじゃないですか。きちんと説明を委員会等でやった上でやるのでなければ、構想そのものがどんどん壊れている、だけどそれをクリーンエネルギーというだけで何でもいいですよということに

はやっぱりなりませんよ、これ。その辺について改めて委員会等に説明する考えはあるのかどうなのか伺います。

議長 町長。

町長 今回の件につきましては委員会で一度報告させていただいておりますよ。と思っていたんです。

議長 詳細、業者の関係とかは聞いてない。

町長 そうですか。その辺のこちらの方の伝達が不十分だったところもございますけれども、いろいろ導入に当たって当初計画していたものより色んな何と言いますか、課題と言いますか、それが出てきたということでございまして、この事業の趣旨としては方向性としてはぶれていないという認識でございまして、こういった原材料の供給に関しても機械との相性と言いますか、そういうものが現在のところ町内ではそういう調達が無理だということもございますけれども今後、ただ今回も森林組合を通して運搬等も含めて供給するというのでございますので、なかなか発電ということで全国的にも非常に数少ない例というようなこともございまして、いろいろ予期せぬことが出てしまったということでございますけれども今後、この事業の趣旨であるやはり地域内のそういったエネルギーの循環ですとか、素材の供給等に向けて更に詰めていくということでございますので、こういったことでいろいろ不備と言いますか、そういうことが露呈してと言いますか、しまったというようなところもございますけれども、ぜひその辺をご理解いただいて今後、これが本当に初めての例と言っても過言ではございませぬので、こういった事業、当然再生可能エネルギーということも利用はやっぱり町内で更に拡大していくという意味でも、これをひとつの契機と言いますか、事例としていろいろ今後、取り組んで参りたいというふうに思っていますので是非ご理解いただきたいと思っております。

議長 9番鈴木議員。

9番 鈴木議員 構想そのものは否定するものではないんです。だけれども当初の構想はやはり町長が副町長の時代にも委員会で答弁されていますけれども町内の山林で、特に町有林の中の間伐材とか、端材、それを活用してのという答弁をされているわけです。それに従ってこのチップー機の購入ということも予算化されているはずなんですよ。そして森林組合もチップー機を買って貰って使用させて貰って、そういう事業がやっているとそういう前提に立っていたんですよ、これ。そういう期待を持っていたけれども、結局それが駄目になっ



た。そしてヨシモトの方に材料の供給をという話に移っていったと。だけどそのヨシモトのそれも合わない。これでは何というか、最初の構想はいいにしてもその選んだボイラーですか。ボイラーをどういう基準で選んできたのかという事までやっぱり戻らなければならなくなってしまう。そういう様々な問題が出てきたのではないのかという気がしますので、これは今回補正で一発済ますということじゃなくて、ちゃんと説明したかたちの中で十分議論したかたちの中で、議会がいいということになれば提案するというような形に変えていただきたいと思いますけれどもいかがですか。

議長 町長。

町長 原材料の供給についての説明が変更になったというようなことの説明が不十分だったということもございませぬけれども当初、今の発電機導入の際に供給先の可能性のあるヨシモトさんのチップも見ながら、これならいけるねというような判断も当初はしていたというところもございませぬけれども、更に導入にあたってその設計とか施工業者とか確認したところやはり規格外といひますか、こちらで思っていたところの規格外という混入率が非常に多かったというようなこともあって、最初の見極めがどうだったかというようなことを問われればそこは言い訳のしようがございませぬけれども、現実としてそういうものがあつたということで当面、供給先を変えなければならぬというようなことでもございまして、チップー機も鈴木議員おっしゃるような町内での間伐等をやはり原料にすべきというそういう原則なんですけれども、私どもそういう方向でいろいろ検討しそれに向けていろいろ組立てをしていったというところありますけれども、なかなか森林組合さんの体制とか、いろんな条件で最初からそういう形にならないというようなことも当初計画の後に出てきたというようなことでもございまして、今回そういう方向性は今後ずっと検討し、そういう方向に持っていくというようなことも継続して考えていくというようなことでもございませぬので、今回こういう形にはなりましたけれども是非こういう形で実施をさせていただいて、また今後いろいろ運転していく上でいろいろ出てくるかなというような事も予想されますので、その辺については供給先の変更等も今後、本筋に則つた方向に行くというようなことも私ども常に意識してチェックをして参りたいと思ひますので是非、今回の補正についてはご理解をいただければというふうに思ひます。

議長 ほかに質疑ございませぬか。8番井澤議員。

8番井澤議員 8番井澤です。今、鈴木議員のに関連しまして今後の見通しを立てていくという町長の今お答えでしたけれども、鈴木議員もおっしゃっていましたが、当初の森林組合からの供給のチップでやるということに対して明確に来年度中

にとか再来年度中にとか、そういうものがないと我々も信用出来ないと思うんですが、それに対して町長として見通しで何年度からやりたいと、そういうことで森林組合と詰めていくというそういうものが打ち出されないので責任も非常に疑問を感じると良かったんですが、本来の森林組合の供給についての見通しをお伺いしたいと思います。

議長 町長。

町長 先ほどもお答えしましたけれども既に現在、供給先は町内ということにはなりませんけれどもその運搬とかいうものは森林組合にお願いをするというような形をとっておりまして、価格の決定等も森林組合にお任せしようというようなことにもなっておりまして、森林組合が介入していないというわけではないんですけれども本来、町内のそういった間伐材等を利用するところではいろいろ森林組合の体制とか設備の関係もありますし、いつからというようなことも今は明言出来ないところがございましてけれども、なるべく早いうちにそういった方向に進みたいと。それは森林組合の組合長にもそういうお話をさせてその部分ではご了解をいただいておりますので、ちょっとスケジュール的なものは現時点では言えませんが、必ずそういう方向に持っていくということをお約束させていただきたいと思っています。

議長 ほかに。6番櫻井議員。

6番 櫻井議員 6番の櫻井です。42ページの中央公民館整備事業委託料、これについてなんですが今回、実施設計委託料ということで300万があがっているんですけど、これ実際に工事の発注と完成といいますか、それをいつと見ている事業なのか伺いたいんですが。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたしたいと思っています。この事業につきましては当初予算で公民館の耐震診断を行いまして11月にその結果が出ました。それで大ホールの天井と渡り廊下のところが若干、何か耐震が足りないということで、耐震補強工事をしなければならないということの結果が出まして、公民館につきましては避難所ということで今回のこのバイオマスボイラーの電気の供給を受けるということもあって、その関係できちんとした耐震構造にしなければならないということになりましたので今回、工事をするに当たっての実施設計を取りあえず行うということで大体3カ月から4カ月くらいその実施設計にはかかるという話でございまして。実施設計した後どの位の期間がかかるかというのが出てきますので、当方としてはなるべく早く、早めに着手したいなというふうに考えているんですけども実際、実施設計が終わってしないと工事

がいつから出来ていつまでに終わるとというのがちょっと明言出来ないところでございます。

議長

6番櫻井議員。

6番  
櫻井議員

自分の認識の何ていうのかな、違いかどうかわからないんですけど、耐震工事とバイオマスの完成というのが僕、ワンセットで考えられたというか、そういう説明をずっと受けていた気がするんですけど。今、お話聞くと実施設計が終わるまでに3、4カ月かかるということは年度内に当然、バイオマスとの関連で終わらないということが明確になったので、その辺補助金だとかそういったことに影響しないのか、ワンセットで考えなくてもいい事業なのか、その辺の説明は恐らく受けていないはずなんですよね。その辺について伺いたいんですがいかがでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

ただいまの質問にお答え申し上げます。今までの説明通り、基本的には耐震があるかどうかということとバイオマス導入に係る補助金は関係をしているという形になります。経緯を申し上げますと当初、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業という間接事業を予定しておりまして、補助率3分の2の事業だったんですが、これを途中から地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入事業というものに変えまして、同じく間接事業で補助率が4分の3ということでメリットはあるということで変えてきております。その中で要件を変えた中で、事業を変えた中で事業要件も当然変わってきまして、その中に耐震性の有無についての条件がございます。耐震性の有無につきましては簡単に申し上げますと、一応要件が書いてある要綱の中では事業完了までに耐震改修設備が完了する建物、建築物という形になっています。当然、公民館は昭和54年築ですので、56年6月1日以降に建った建物ということで耐震調査が必要ということで、この度、調査を進めてきたという状況になっております。当然、この部分で耐震の診断等を進めていく中で、結構時間がかかっているということがあったので補助要件について問題ないかということについては主管庁である環境省が間接事業所を通じて確認をしてきております。この中でいただいた見解としまして、応募要領では事業完了までに耐震改修整備が完了する建築物としているが、事業完了までに耐震改修整備が完了する蓋然性が高い建築物という意味合いであり、簡単に申し上げてうちの公民館は改修が完了する蓋然性が高い建物とみなすことができるというふうに回答いただいております。要するに最終的に示された条件としては耐震補強工事の完了日、こちらを明確に示して完了後、完了したことが分かる資料を提出すると、報告するということを確約

書として提出することで、取りあえず補助金の方は大丈夫という回答を得ていまして、もし耐震工事がきちんと施行されなかった場合は補助金の返還の対象になりますということで、間接事業所を通じて環境省の回答を得ているところです。基本的に今回の耐震の診断で建物全体については特に耐震性が見られないというわけではなく一部、渡り廊下ですとか天井の部分ですとか、そういったところを建物の一部に耐震がとれていないということで、建物全般については耐震性が十分とれているという結果が出ていることもあって、今申し上げたような環境省の見解となっておりますので、補助金の方については当然ともあれ、最初の条件が完了する建築物となっているので、こちらとしては急いで作業をする必要はあるんですが特に年度にこだわらず完了の届出をきちんと出すということが条件となっているというのが現状となっています。

議長

6 番櫻井議員。

6 番  
櫻井議員

わかりましたというか、わかりにくいんですが、3月いっぱいまでは、それでは木質バイオセンター自体は完成を見ることができるということですよ。そしてそれ以降の電源のつなぎといいますか、あれは3、4カ月以上、それで完成をすることによって補助金等はしっかり頂ける、4分の3ですか、をいただけるということですのでよろしいんですね。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

お答え申し上げます。説明が不十分だったかもしれないんですけども、病院と公民館と接続して電気を供給するところまでは本工事の中で完了するという予定でございます。その後において、その完了の実績報告の後になっても構わないというか、そういった形できちんと報告することで耐震のほうは先ほど申し上げた蓋然性が高い建物というふうにみなしていただいたということで、完了の届けを後、年度越したあとにおいても出せば大丈夫ですよということで見解を得ているということです。

議長

6 番櫻井議員。

6 番  
櫻井議員

一定程度のことわかったんですが、先ほど鈴木議員もおっしゃったように、こういうことが出てきて質問すると自分たちがこれまで聞いたことないことが次々出てくるという状況は否めないですよ。だから、こういったことをやっぱり委員会なり協議会なりでしっかりと説明を受けた上での予算の議案の提出だと思うので、その辺もう一度、町長しっかりとやっていただきたいということと、それと先ほど井澤議員もおっしゃっていたんですけど、こ

れ元々その森林組合のこともありますし、副町長時代にこの里山資本主義ということもあって、なるべく町内のものでお金を回そうやという発想でみんな賛成したはずなんですよね。取りあえずは町外から今つないでおいて将来的には森林組合を利用したい、町内の資材というか未利用材を利用したいということも兼ねてから言っていたのでその方向を貫いて、一刻も早くその事業というかそういう形で着手していただきたいと思いますので、その辺は本当に早急にというか、明確にしていきたいと思いますのでよろしく願いします。

議長 町長。

町長 まず、この耐震化の問題はいろいろ補助の関係で、本来であればバイオマスセンターの完成と耐震化の完成と同時で補助の許可をいただいているということでしたけども今回、耐震化の部分が少なくて済んだというようなことで、万が一、その避難所等を活用した場合も現在のところでやれるというようなことも確認して、少し時期がずれてもいいよというようなことを環境省も言ってくれたということですのでご理解いただきたいと思います。このバイオマスの事業につきましては本当にいろいろと常任委員会等でもご指摘なりご指導を受けて、なかなか言い方あれですけど、すんなりと行かないようなところもございまして、大変ご迷惑かけたというようなところもございまして、今言われたとおり私も先ほど答弁したとおり基本としては町内でもこういった資源といいますかエネルギーの循環、それからお金といいますか、それらも含めて循環させるんだというような基本的な方針でこれを実施するということを私としてはぶれていないというところもございまして、ただ、いろんな条件で補助金を貰うですとか機器の導入ですとか、そういったことも含めて本当にいろんな課題が出てきたというのが実態でございまして、その辺を一つ一つクリアしながらやっていく中でやっぱりどうしても当初思っていた部分を変更せざるを得ないというようなことができましたので、なるべく早く本筋に戻すような、これから努力を本当にさせていただきながら、そういったことも逐次、情報を共有しながらやらせていただければと思っていますので是非ご理解を頂きたいと思っています。以上です。

議長 よろしいですか9番鈴木議員。違う項目ですか。一応、質問回数的にはもうあれなんですけど。いいですよどうぞ。

9番 鈴木議員 9番鈴木です。二つほど伺いたいと思います。一つはこの燃料費、秋田からというふうに伺ったような気がしたんですけどそれで良かったですか。秋田から調達するんだというふうに聞こえたんですけど違うんですか。それは道内にある会社の名前か何かですか。秋田…。

議長 まちづくり課長、後で答えて。

9番 言いたいのは町内で調達するということで企画、計画していた燃料費、それから配送にかかる経費、他からということになると町内で調達しようとしていた時とどれだけ違いがあつて、これはまだ試験運転の段階の分ということで出されていると思うんですけども、それで123万3千円というその内訳として、今まで考えていたものとどのくらいの調達費に差があるのかということ、それを聞いておきたいなど。そして当面、年間そういう形でやらざるを得ないという前提にたつとすれば、年間どのくらいその差額というのが出てくるのかというあたり確認をしておきたいというのが1点です。それともう1点は先ほども言いましたけれど、例えこの補正予算ですけど、今日通過しても、やっぱり改めてこれきちんと委員会なり全員協議会で、私は全員協議会の方がよろしいかなと思うんですけども、改めて説明をしていただきたい。この2点について伺っておきたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えを申し上げます。まず1点目なんですけども秋田というのが発電機、その熱電併給機の会社が秋田にありまして本当に1番最初の試運転の時に絶乾といって含水率が低いチップをある程度用意しなければならないということがあります。運転した熱で我々チップを乾燥させるという計画ですので、最初に乾いたチップをどうしても導入しなければならないというところは秋田の熱電併給機の会社が調達して持ってくるという約束になっているということが秋田という部分になります。当面今、調達を考えている事業所については道内の事業所になりまして、かつて、今現在も持っているんですけども町内に土場も持っているところで、今後の経過によって町内の木もうちのバイオマスボイラー、バイオマスセンターの方で使用される形というの、今後もしこの事業所を通じて模索できるというような体制はとらせていただいているというところになります。値段の部分なんですけど、今のところ予算の概算としましては運搬費も含めて立方当たり3600円という単価でこの金額を算出しています。今、値段については交渉をしているところでまだ確定はしていないんですけど、この我々のプランを伝えながら、これに近いものということで依頼をしているところがございます。今後の説明ということでございますけども、なかなか説明を申し上げるタイミングがなくて大変申し訳なかったんですけど、前回のちょうど全員協議会の次の日にちょうどそのチップを確認していただくというお話を丁度させていただいていた日が前回の委員会の日だったものですから、その翌日に使えないということがわかったということで報告が遅れてしまったのは申し訳ないんですけども、いろいろ

ここに来て事業が展開していますので、前回全員協議会で申し上げたとおり細かくバイオマス事業については今後の経過についてお伝えすると約束もしていますので、できるだけ早いタイミングで説明を申し上げるのと、あと機会をいただければいつでも説明はしたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長 先ほどの確認になるんですけど議員のほうから日程改めて議員全員協議会であるのか、或いはまた別な方法なのか、このことについては仮に採択になってもしっかりと別日程を設けて説明をいただきたいということで、そういう確認をしたいんですけどよろしいですか。いいですか。

町長 はい。

議長 他にこの関連ありませんか。

(質疑なしの声)

なければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第11、議案第7号令和2年度平取町一般会計補正予算第12号は原案のとおり決定いたしました。休憩いたします。再開は午後1時からということになりますよろしく願いいたします。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後1時00分)

それでは再開いたします。

午後からは日程第12、議案第8号令和2年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 議案第8号令和2年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げますので46ページをお開きください。令和2年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正については、歳入歳出にそれぞれ849万8千円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億19万9千円にしようとするものです。今回の補正については新型コロナウイルス感染症の影響によ

る国民健康保険税減免取扱要綱に基づき申請のありました5世帯分の保険税の減免とそれに対する国、道の補助金の交付、またそれに伴う財源の振替、また令和元年度に概算交付されました普通交付金の精算に伴う返還金について必要な予算を補正するものです。それでは歳出からご説明申し上げますので51ページをお開きください。上段、3款1項1目一般被保険者医療給付費分についてですが、歳出の補正はございませんが新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免による充当、一般財源の額が64万5千円となり、減免額については国、道補助金により全額交付されることとなりますがその財源振替を行うものです。同様の理由により下段の3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分について19万6千円を財源振替を行い、更に52ページ上段の3款3項1目介護納付金分について11万9千円の財源振替を行うものです。続いては下段の9款1目1項2目償還金849万8千円の増額補正についてです。内訳としては22節償還金利子及び割引料が849万8千円の増額となっており、これは令和元年度に道補助金として概算交付された保険給付費等交付金のうちの普通交付金の確定により返還金が生じたため、令和2年度においてその予算を補正するものです。次に歳入につきましてご説明いたしますので49ページをお開きください。上段、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税96万円の減額です。これは歳出でご説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免5世帯分の合計額となっておりまして、内訳は1節の医療給付費現年課税分で64万5千円の減額、2節の後期高齢者支援金現年課税分19万6千円の減額、3節の介護納付金現年課税分11万9千円の減額となっております。下段は3款1項1目1節の災害臨時特例補助金57万5千円の増額です。これは上段でご説明いたしました減免により減収となった税額の6割を基準として町に交付される国庫補助金です。50ページの上段につきましては4款1項1目1節特別交付金38万5千円の増額です。これも減免により減収となった税額の4割を基準として町に交付される道補助金で、これらにより町が減免した税額が全額補填される仕組みとなっております。下段は7款1項1目1節繰越金849万8千円の増額です。歳出52ページ下段でご説明いたしました保険給付費等交付金返還金返還分の財源として繰越金を充当しようとするものです。以上、議案第8号についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。



(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、議案第8号令和2年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第9号令和2年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第9号、令和2年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましてご説明いたしますので、53ページをお開きください。令和2年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正について歳入歳出予算にそれぞれ76万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8636万5千にしようとするものです。事項別明細書のご説明の前に54ページをお開き願います。上段、1歳入の款の番号についてですが3款に国庫補助金が新たに追加となるために繰入金につきましては4款とし、以降の款については順次繰り下げるものとしております。それでは事項別明細書についてご説明申し上げますが、今回の補正の内容については税制改正に伴う保険料算定システムの改修について補正しようとするものです。歳出からご説明申し上げますので57ページをお開きください。1款1項1目一般管理費76万5千円の増額補正についてです。内訳は12節委託料76万5千円の計上となっておりますが、これは税制改正に伴う後期高齢者医療保険料の算出のためのシステム改修が必要となることからその費用について補正しようとするものです。財源は国庫補助金が15万2千円、残額61万3千円が一般財源となります。次に歳入についてご説明いたします。56ページをお開きください。上段、3款1項1目1節総務費補助金15万2千円の増額補正です。これは歳出で説明いたしました後期高齢者医療システム改修費に対する国庫補助金で、補助率は交付基準額の10分の10となっているものの国からの割当額が15万2千円となったものです。下段、4款1項1目1節事務費繰入金61万3千円の増額補正となっておりますが、これは歳出から上段の国庫補助金を差し引いた残額として一般会計から繰り入れるものです。以上、議案第9号についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第13、議案第9号令和2年度平取町後期高齢者

医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第10号令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

議案第10号令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。58ページをお開きください。令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1935万3千円とするものであります。2項は歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので63ページをお開きください。今回の補正の目的は令和2年度介護報酬改定等に伴うシステム改修及び包括的支援事業に対する国の補正が創設化されたことによるものでございます。上段、1款1項1目一般管理費12節委託料201万3千円を追加いたします。3年に1度の介護報酬改定に伴うシステム改修費用であります。下段、3款3項1目包括的支援事業費ですが、令和2年度において予算措置いたしました1目包括的支援事業費につきまして介護保険保険者努力支援交付金が創設されたことにより、事業費の一部が国の補助金の交付対象となったことに伴う財源振替で一般財源93万6千円を減額し同額を国・道支出金で追加いたします。歳出は以上です。続きまして歳入についてご説明いたしますので61ページをお開きください。上段、3款2項5目介護保険事業費補助金1節介護保険事業費補助金88万円を追加いたします。63ページ上段、歳出で説明の介護保険制度システム改修費用は基準額の2分の1が国の補助金となるものであります。下段、同じく6目保険者努力支援交付金1節保険者努力支援交付金93万6千円を追加し、62ページ上段、7款1項3目包括支援事業繰入金3節包括支援事業繰入金93万6千円を減額いたします。63ページ下段、歳出で説明の介護保険保険者努力支援交付金の創設による財源振替で一般会計繰入金から国庫補助金へ振り替えるものでございます。続きまして下段、7款1項5目その他一般会計繰入金1節事務費繰入金に113万3千円を追加いたします。63ページ上段、歳出で説明の介護保険制度システム改修費用の不足分財源を一般会計繰入金に求めるものでございます。以上、議案第10号令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありますか。  
(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第14、議案第10号令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務  
長

議案第11号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。議案書64ページをご覧ください。第1条令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は次に定めるところであります。第2条令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入を病院事業収益、医業外収益、既定予算額4億3803万6千円に補正予定額895万2千円を追加し計4億4698万8千円に、支出を病院事業費用、医業費用、既定予算額8億2321万9千円に補正予定額、同額の895万2千円を追加し合計8億3217万1千円といたします。収入支出それぞれ既定予算額8億3362万2千円はそれぞれ895万2千円の増額となり合計8億4257万4千円とするものであります。今回の補正ですが新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じ柔軟かつ機動的に実施できるようその取組みを包括的に支援することを目的とした新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業医療分で、交付対象となる事業について補助額を補正するものであります。次のページをご覧ください。令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更ですが収入支出の補正予定額につきましては先に説明いたしました895万2千円の増額で合計8億4257万4千円となります。収入につきましては新たに5目補助金を設け895万2千円を追加としています。支出につきましては2目材料費で169万9千円、3目経費で725万3千円を追加いたしまして合計895万2千円としております。中段の明細についてご説明いたします。収入補正額895万2千円ですが、道補助金として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業医療分の対象事業のうち帰国者接触者外来等施設整備事業485万2千円、医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業410万円、この2事業で合計895万2千円となります。帰国者接触者外来等の設置を承諾し道が定める整備設備事業に要する対象経費で、当院におきましては2月17日に承諾をしております。医療機

関薬局等における感染拡大防止等支援事業は新型コロナウイルス感染症の院内での感染拡大を防ぐための取組みを行う医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所が補助対象となりまして、病院におきましては定額200万円プラス病床数×5万円が補助の額となっております。次に支出ですが2目材料費5節診療材料費169万9千円、これは感染防止対策としてマスク、防護服、フェイスシールド、ガウン、手袋などの購入に充てるものです。このコロナ禍におきましては相当数を常に確保する必要がありますので、現状では品薄状態が続いておりまして購入価格も通常より高値となっておりますが、継続的に購入し常備して参りたいと考えております。他に各種消毒液、除菌シート、また感染症検査の試薬の購入に充てる経費となっております。補助金の内訳としましては帰国者接触者外来等施設整備事業19万9千円、医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業150万円合計169万9千円としております。次に3目経費5節消耗備品費725万3千円です。これは11月に院外に設置が完了しました発熱外来用簡易診察室383万3千円、HEPAフィルター付パーテーション82万円、また追加で設置を予定しております発熱外来用簡易検査室135万3千円、その他パーテーション、モニターカメラなど院内及び簡易診察室、検査室用の備品購入で124万7千円としております。補助金内訳としては帰国者接触者外来等施設整備事業が465万3千円、医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業260万円、合計725万3千円としております。なお、発熱外来用簡易診察室の設置費用につきましては第一次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で382万8千円を計上しておりますが、今回の帰国者接触者外来等施設整備事業で383万3千円が補助対象となりましたので、第一次臨時交付金分につきましては今後の感染防止対策に係る経費を見ながら全体調整をしていきたいと考えております。以上、説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第15、議案第11号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第16、報告第2号委員会審査報告について、

日程第17、報告第3号委員会審査報告について、以上2件を一括して議題といたします。決算審査特別委員会委員長より令和2年第8回定例会認定第

1号令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定第2号令和元年度平取町各会計決算認定についてはそれぞれ認定すべきとの審査報告が提出されています。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第16、報告第2号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。続いて報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第17、報告第3号委員会審査報告については報告どおり認定と決定いたしました。

日程第18、意見書案第9号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。

4番中川議員。

4番  
中川議員

それでは朗読をもって説明したいと思います。最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案。

(意見書案 朗読)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第18、意見書案第9号については原案のとおり可決しました。ここで休憩いたします。追加議案配付をお願いします。

(休憩 午後 1時27分)

(再開 午後 1時28分)

それでは再開いたします。

お諮りします。

承認第1号閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等につきまして、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って各委員長から申出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で議案の審議が終了いたしました。本定例会に付されました事件の審議状況を報告いたします。諮問1件で答申1件、議案12件で原案可決12件。報告4件で認定2件。承認1件で採択1件。意見書案1件で原案可決1件。承認1件で決定1件。これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和2年第10回平取町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。なお閉会に当たりますて私のほうから一言挨拶を申し上げます。

(議長 あいさつ)

続きまして町長より挨拶をお願いいたします。

町長

(町長 あいさつ)

議長

ありがとうございました。以上で全てを終了いたします。

(閉会 午後1時31分)